

第 703 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 31 年 1 月 15 日（火）

午後 3 時 32 分開会

○青少年課長 それでは、本日の傍聴人等をご案内します。本日、報道はおりません。傍聴人は 5 人となっております。まず、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 703 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の 12 月 10 日から 1 月 14 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回、審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

12 月 13 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、不健全図書については 12 月 14 日に告示、優良映画については 12 月 18 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶファミリー e ルール講座を 28 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、1 月 9 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。

意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、前回、自主規制団体との打合せ会につきまして、出席人数の内訳を記載したほうがよいのではないかというご意見をいただきましたので、今回資料より出席人数を記載してい

る次第でございます。

また、資料の2ページ目から、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の12月分の状況でございます。

平成30年12月までに委嘱しております協力員は795名です。12月の活動者数は122名、調査店舗数は601店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の評価結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

表示図書類につきましては、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。

類似図書類については、16店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は11店舗ありました。

なお、今月は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページにつきましては、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が3店舗、表示図書類の取扱不適切が1店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗は2店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取扱不適切が4店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、問題のあった店舗はございませんでした。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のあった店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることになります。

①は、12月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。

設置箇所数は13箇所、設置台数は40で、先月から2箇所、4台の減となります。

自動販売機立入調査については5台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項は、不健全図書類の指定についてでございますので、その1点の諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

諮問図書類は2誌でございます。説明をよろしくお願ひします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1118号でございます。

さらに、2ページにございます「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成 30 年 11 月 30 日から 12 月 27 日までの間に、都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 126 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

まず、図書名 1 が、『POE BACKS BABY COMICS はごろもさんっ、抱かせてください！』、平成 31 年 1 月 10 日に、株式会社ふゅーじょんぷろだくとより発行されております。過去 1 年間の指定実績は 1 回でございます。

図書名 2 が、『BAMBOO COMICS Qpa collection 理解不能クソキューティ』、平成 30 年 12 月 31 日に、株式会社竹書房より発行されております。過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、1 月 9 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページ、4 ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

当日は、16 名の方が出席されました。

まず、図書名 1 『POE BACKS BABY COMICS はごろもさんっ、抱かせてください！』です。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 14 名となっております。その主な内容は、「男性器、肛門の修整が甘く、形状がはっきりとわかる。露骨な描写で卑わいな感じを与える。擬音・体液描写も多く、性的感情を刺激する。結合部分を強調する構図も露骨で卑わいと言える。指定該当」などでございます。「指定非該当」の意見の方はおられず、「保留」の方が 2 名おられました。

続きまして、図書名 2、『BAMBOO COMICS Qpa collection 理解不能クソキューティ』です。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 12 名です。その主な内容は、「ストーリー性があり、絵も上手く描かれているが、性交場面がリアル。性器も修整されているが、形状が分かる描写になっている。器具の使用や体液描写もリアルであり、指定やむなし。」などでございます。「指定非該当」の方は 4 名で、その主な内容は、「一部消

しの甘い所や、描写の激しい所もあるが、全体には許容の範囲と思われる。特に暴力的な所もなく、ストーリー性もある。指定非該当」などでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございますか。

では、特によろしければ、調査に入ることにしたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書類をご覧いただけたようでしょうか。

では、皆様からご発言をいただきたいと思います。2冊につきましてまとめて、それぞれについてのご意見を賜りたいと思います。

では、E委員、よろしく願いいたします。

○E委員 1冊目の『はごろもさんっ、抱かせてください!』、これはもう本当に該当箇所も全編大部分となります。男性器はそのままだし、修整していないし、擬音、体液の描写も多いし、性行為が多く、ストーリー性は全くないし、青少年には本当に見せたくない本だと思います。指定該当でお願いします。しかも去年、1回指定されておりますしね。

それから、2冊目の『理解不能クソキューティ』ですか、性器はぼかして修整が甘いところがありますし、シーンがやっぱり多いし、学校内の行為でありますし、青少年には本当に見せたくない本だと思います。指定該当でお願いします。

2冊とも指定該当でよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

では、C委員、お願いいたします。

○C委員 私も両方とも指定やむなしだと思います。

1のほうは、やはりここに指摘されているように、ほとんど性器の修整がされていないところと、性行為のシーンが非常に多いところと、2のほうは、ここにあるように、何か修整については独自の方法というか、修整方法で処理していると。消し方については工夫されているとは思いますが、やはり、性行為の場面が非常に多いということで、やはり、これも青少年が手に取れるような状況では販売するのは難しいと思います。

以上です。

○会長 では、次に、古郷委員。

○古郷委員 2誌とも全編にわたって性的描写が大変多いということと、消し方の違いはあれど、修整が非常に甘いということで、2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 では、次、森山委員。

○森山委員 2誌とも絵の修整等が不十分だというふうに思います。やはり、ちょっと卑わい感が強いかなと考えますので、2誌とも区分陳列していただきたいというように考えます。

○会長 次に、B委員。

○B委員 2誌とも指定該当だと思います。

以上です。

○会長 F委員。

○F委員 2誌とも指定やむなしということでお願いいたします。修整が甘いというような段階ではなく、描写がとてもリアルで、とても甘さが際立っていますので、ぜひ2誌ともお願いいたします。

○会長 次に、H委員。

○H委員 2冊とも絵がとてもきれいな、ごちゃごちゃしていない絵なんですけれども、ちょっと、その分、逆に言えば、修整の甘さが目立つかなと思いました。

2冊目は、特に学校教育現場ということもあるし、先生と生徒なのですかね、そういうのもあるので、2冊とも指定やむなしということでお願いいたします。

○会長 次に、副島委員。

○副島委員 1誌目は修整がされていない状態で、2誌目は修整が非常に甘いということで、両誌とも全編にわたって、とても卑わい感があるということで、指定やむなしということでお願いいたします。

○会長 次に、西尾委員。

○西尾委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。性器部分の形状がわかり、擬音や体液の描写も多いということで、卑わい感が強いと思います。

以上です。

○会長 次に、A委員。

○A委員 1誌目はほとんど修整されておらず、大変卑わい感があり、結合部分も非常にはつきり描かれており指定該当だと思います。

2誌目は、1誌目を見てから見ると、消しているじゃないかと思えますけども、一般的に見ると、やっぱり消しが大変薄いということと、性的な器具が修整なく描かれておりますので、指定該当ということでもよろしいと思います。

○会長 D 委員。

○D 委員 2誌ともで答えさせていただきます。

ストーリーとか修整とか専門的な意見もあるかと思えますけども、この指定該当の箇所が全編の大部分と書いてあるとおりに、全編性描写のコミックということで、指定該当でお願いしたいです。

以上です。

○会長 I 委員。

○I 委員 まず1冊目のほうは、修整もほとんどされていないような状況だと思いますので、指定該当ということでもお願いします。

2冊目、確かに最初、読み始めのほうは、ストーリー性があるのかななんて思ったんですけど、後半に行くともう性描写しかなくなってしまうという状況もありますので、指定該当ということでもよろしくをお願いします。

○会長 中崎委員。

○中崎委員 私も、2誌とも指定でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 では、G 委員。

○G 委員 皆さんおっしゃっているように、自主規制団体からの意見聴取でもこれだけの多数の人が2誌とも区分陳列やむなしと判断している理由は、もうご覧になったらわかりますけども、性器そのものが描かれている点と、シチュエーションでも教師と生徒とかですね、男同士の性行為というのが、やはり非常に生々しく描かれていることです。

BL作品の読者のほとんどが女性だと思うんですね。しかしどどんエスカレートしている部分があるんじゃないかと思うのは間違いはないんですけども、この分野がどこまで広がっていったら、性的にどこまでエスカレートしていったのかに関しては、業界内で検討に値するのではないかと考えております。

○会長 2誌とも同じお考えでよろしいでしょうか。

○G 委員 区分陳列でお願いします。

○会長 区分陳列で。はい、わかりました。ありがとうございます。

では、会長代理。

○会長代理 2誌とも区分陳列やむなしと思います。

2誌目のほうは1誌目に比べると、少し穏やかなところもあるかもしれませんが、やはり、子供に見せるべき本ではないと思います。

○会長 ありがとうございます。

私も皆様のご意見とほとんど同じで、1誌目はもう全編が本当に修整なしのリアルな感じで、もう迷う余地もなく区分陳列というふうに思います。

そこを見てから2誌目を見ると、少し絵がきれいかなという印象は受けましたけれども、全編を通じてやはり性描写が非常に多くて、青少年が見ていい本ではないと思いますので、区分陳列にすべきだと思いました。

それでは、今、皆様方の意見で、全員がどちらの図書についても区分陳列やむなしということでございますので、それで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、2誌指定該当ということで答申させていただきます。

本日はこの諮問で終わりでございますが、何かご発言をしておこうかというお考えの方がございましたら、ご発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

私はこの審議会に入りまして、まだ4回目でございますけれども、確かにエスカレートもしてきているんだろうなと思いますし、それが社会的に、どういう影響を及ぼしているのかというG委員のご発言は、貴重なご意見のように思いました。

ただ、いずれにしても、青少年が見ることにはふさわしくない本だというふうには強く思うところです。

では、事務局から最後に何かございますでしょうか。

○青少年課長 それでは、事務局からでございますが、G委員からもご指摘がありましたとおり、昨今、特にBLに着目しているわけではないのですが、いつもどおり並んでいるものから購入して調べた結果、やはり、昨今の指定については、結果としてBLが非常に多くなっていることは事実であります。

ただ、その背景事情として、一体何でこういうものが増えているのかであるとか、こうし

た描写のエスカレーションがなぜ起きているかというところにつきましては、我々でも実態はよくわかっていないところも多々ございますので、自主規制団体でありますとか、それ以外にも、まさにこの指定を受けた事業者などからも話を丁寧に聞き取りまして、今現状がどうなのかというところについては、しっかり見ていきたいと考えているところでございます。

加えまして、事務局からのその他の説明でございます。

まずは、11 ページ目でございます。

都民の申出の12月の処理分についてでございますけれども、メールによるものが16件ございました。このうちの1件につきましては、コンビニでサイコパスに関する不健全図書が置かれているというものでございました。

メールの文面からでは、販売されているコンビニ及び図書名は特定できませんでしたが、事務局におきまして、本申出のものと思われる図書を一応確認しましたところ、サイコパスについて、一応、詳しく解説しているものが見つかったところではございます。

ただ、中身を確認しましたところ、残虐性を助長する、または、犯罪を誘発するものとは言えず、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断したところでございます。

残りの15件に関しましては、全件8月以降ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申出ではございますが、内容等から考えますと、同一の方からの申出と推測されるものでございます。

本件についても前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しております。

都民の申出は以上でございます。

なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、本日の調査・審議事項につきまして、また、それ以外につきましても、何か質問、ご発言等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、以上で本日の調査・審議事項は終了となります。

傍聴の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都の青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は平成31年1月18日金曜日、プレス発表は告示日前日の平成31年1月17日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

また、本日、平成31年度分の審議会の日程表をお配りしてございます。ご確認の上、皆様にはご出席をどうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、次回の審議会についてご案内をいたします。2月12日火曜日の15時30分からとなります。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○会長 では、どうもありがとうございました。

午後4時13分閉会